

令和5年度 経過的福祉手当 現況届

《手当の資格喪失について》

施設入所した場合、障害年金・特別障害給付金を受給した場合に手当の受給資格が喪失となります。
 手当の支給後に資格喪失していることが判明した場合には支給済の手当を返還していただきます。

令和 5 年 8 月 ● 日

電話番号

次のとおり現況を報告します 受給資格者氏名 ●●●●

●●●●-●●●●-●●●●

①入所	①-1 受給者は、 <u>現在</u> 施設に入所していますか。		いる ・ <u>いない</u>	
	施設名		入所年月日	令和 年 月 日
	①-2 受給者は、施設へ入所 <u>予定</u> がありますか。		<u>ある</u> ・ ない	
	施設名	特別養護老人ホーム●●●●	入所予定月	令和 5 年 10 月頃予定

②障害年金	②-1 障害年金を受給していますか。		いる ・ <u>いない</u>	
	②-2 特別障害給付金を受給していますか。		いる ・ <u>いない</u>	

※②を受給している場合には経過的福祉手当は受給できません

③世帯の状況(同一住所に住む家族についてご記入ください)

氏名	●●●●	●●▲▲	●●■	●●□□	
(続柄)	(本人)	(妻)	(長女)	(長男)	()
		()	()	()	()